

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i			
1	実施方針	事業者の支出	6	1	1	1	(11)	3)			要望	<p>本件は独立採算型事業ですので、原則として感染症対策のための休業の是非は民間事業者の責任でご判断頂くことになり、賃料等の減免にも応じられません。</p> <p>但し、町の指示により施設使用を制限する場合や感染症の拡大により施設が客観的に見て使用できないと認められる状況である場合で、かつ、事業者が帰責事由がないときには、民法第611条が適用され、施設の使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されることがあり得るものとします。</p>	
2	実施方針	リスク分担	30								要望	<p>事業契約書（案）（SPCを設立する場合）第43条第3項、第4項に、町及び事業者の責めに帰すことのできない事由の場合の費用負担について定めております。法令変更や不可抗力による事由の場合は、それぞれ事業契約に示す割合で費用を負担することとしております。</p> <p>※JVを組成する場合は、第44条に読み替え。</p>	
3	入札説明書	事業者の支出	8	表注記	2	1	11	3			質問	<p>什器・備品等は事業者の負担となっていますが、什器・備品等は事業者側で保有という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、各業務請負・受託者での保有（購入もしくはリース）でもよろしいでしょうか。</p>	<p>什器・備品は事業者が所有することを前提としておりますが、要求水準を満たす場合において、リース等による調達や、構成企業や協力企業が所有する提案も認めます。</p>
4	入札説明書	SPCの設立について	10	15	3	2	1	1			質問	<p>SPCの住所を本事業用地とすることは可能でしょうか。</p>	<p>本事業用地をSPCの所在地として登記することはできません。</p>
5	入札説明書	地元企業の活用等	15	1	2	2	(4)				質問	<p>現道の駅にて雇用されている従業員数、業務内容、雇用形態の開示はいつ行われますでしょうか？</p>	<p>従業員数及び雇用形態は、正規社員3人、契約社員5人、パート・アルバイト等が40人です。業務内容は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設使用の許可、取り消し及び手数料の徴収 帳簿書類の作成及び保管 イベントの企画、誘致及び開催 施設及び設備の修繕、点検、保安警備及び公衆トイレ等の清掃 地域農産物、特産品及び加工品の搬入、荷出し及び直売 そばの館における製粉、製麺、簡易調理、配膳及び食器洗い

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
6	業務要求水準書	秘密の保持	7	17	1	7						質問	秘密の保持は協力業者・メーカーとの間に関しては事業者の責任と考えてよろしいですか。	事業契約書（案）（SPCを設立する場合）第3条においては、「あらかじめ相手方の同意を得た場合は、この限りでない。」としております。したがって、構成企業以外の第三者（協力業者、メーカーを含む。）に対して、本事業の実施により知り得た情報を開示する場合は、予め町の同意を得てください。 ※事業契約書（案）（JVを組成する場合）も同様。
7	業務要求水準書	周辺インフラ	10		2	3						質問	問合せ先への直接事前相談は可能ですか。（負担金や工事費用等）	インフラ企業の問合せ先への事前相談は、直接実施して頂いても構いません。
8	業務要求水準書	情報発信機能	13 21		3 4	2 5	1	1				質問	情報発信サイネージの情報発信提供先のリストをいただけますか。	情報を提供する相手は、道の駅利用者になります。国土交通省が提示している、「道の駅」情報提供施設の改善のためのチェックポイント（平成25年3月、第2版）や、他事例等を参考にしつつ、効果的な情報発信手段の提案を期待します。 なお、情報提供のために必要な通信回線等については、事業者の負担で公衆無線LAN及び施設内LANなどを設置し、管理してください。
9	業務要求水準書	グリーンツーリズム	14 25		3 4	2 5	1	1				質問	バーベキューの熱源指定はありますか。	バーベキュー施設の熱源の指定はありません。
10	業務要求水準書	緑地について	17		4	4	4					質問	緩衝緑地約3,400㎡とありますが、条例などによる面積の規定は適用されますか。	都市計画法施行令第25条第6号の「開発区域の面積の3パーセント以上」が適用されるほか、今後、都市計画決定を予定する本地区の地区計画において、一定の緑化率の設定を検討していますので、町が示した規模程度の緩衝緑地を配置してください。 なお、屋外ふれあい活動広場の内容やガラスパーキングの配置等により、緩衝緑地以外の施設面積を緑化率に換算できる場合で、かつ緩衝緑地の配置が周辺農地の営農環境に配慮されたものである場合においてはこの限りではありません。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問 意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
11	業務要求水準書	建物の構造	18	35	4	4	7					質問	耐震性能は明記されていますが耐火性能は「基準法に準じる」で良いですか。	ご理解のとおりです。
12	業務要求水準書	設備計画	20	10	4	4	10					質問	電気ガス水道の使用量計測は各々の場所でのよろしいですか。	各施設に子メーターを設置するなどして、使用量が施設ごとに確認できるようにしてください。計測の方法、メーターの設置箇所等については、事業者の提案によります。
13	業務要求水準書	建物の形状	20	15	4	4	11					質問	本敷地内に建設される施設については、別棟形式であっても、道の駅を構成するために不可分な建築であると解釈してよろしいでしょうか。	業務要求水準書の該当箇所については、交付金活用の観点で、効果的な計画を求めるために記載した要求事項です。 実際の整備における考え方については、提案内容及び関係機関等との協議によって決まるものと理解しております。 場合によっては、提案内容の調整が生じる可能性もあるものと考えますが、調整については、事業者の責任及び費用負担のもと、実施してください。
14	業務要求水準書	建物の形状	20	15	4	4	11					質問	別棟形式で各施設を計画した場合、それらの設計監理および建設を異なる企業が行うことは可能でしょうか。	異なる構成員又は協力企業が別棟の施設の設計、建設、工事監理を行うことは可能です。
15	業務要求水準書	設備計画	21		4	5	1	1)				質問	トイレの使用者数は最大時間当たり何人を想定しますか。	「道の駅いなわ活用基本計画」（P.62）「(2)トイレ」でご確認いただくとおり、ここでのトイレの規模は駐車台数から設定しており、時間当たりの使用者数については想定しておりません。 なお、このトイレの数は、道路利用者の休憩の観点から算定したトイレ数であり、これとは別に、各施設利用者が利用するトイレを提案内容に合わせて整備していただくこととなります。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問 意見等	質問	回答
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i			
16	業務要求水準書	そばの加工	22		4	5	1	1)			質問	そばの加工施設における厨房熱源は指定ありますか。	厨房の熱源の指定はありません。
17	業務要求水準書	飲食施設	23		4	5	1	1)			質問	飲食施設における厨房熱源は指定ありますか。	厨房の熱源の指定はありません。
18	業務要求水準書	軽飲食施設	25		4	5	1	1)			質問	軽飲食施設における厨房熱源は指定ありますか。	厨房の熱源の指定はありません。
19	業務要求水準書	情報通信設備	28		4	5	(1)	2)			質問	機械警備の設備機器については、運用側警備会社によるリースシステムの提案は可能ですか。	要求水準を満たす場合において、警備会社のシステムをリース等で調達して利用することも認めます。
20	業務要求水準書	農業用水路	29		4	5	1	3			要望	農業用水路について、これまでに水利権者と協議した内容を開示願います。	農業用水路については、現状機能を維持することで協議しております。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i			
21	業務要求水準書	農業用水路	29		4	5	1	3			質問	農業用水路について、水利権者と協議した結果、整備費用が増加した場合は町が負担しますか。事業者が負担しますか。	農業用水路については、現状機能を維持することを前提としておりますので、改修に係る費用については、協議の結果に関わらず、事業者の負担で行っていただくことを想定しています。
22	業務要求水準書	道の駅使用車両	31		4	5	(1)	3)			質問	道の駅への大型車両は何 t 車両で想定されているか教えてください。	道路構造令における普通自動車相当の車両を想定しております。
23	業務要求水準書	建設業務期間	33	7	5	2					質問	工事期間前、事前設計段階から開発工事を先行実施することは可能でしょうか。	業務要求水準書に定める建設業務の期間は、町の想定する期間であり、事業者の提案により変更することは可能です。 また、関連する許認可の手続き等に問題がない範囲で、工事の一部を先行着手していただくことは可能と考えています。
24	業務要求水準書	完成時の要求水準	35	26	5	5	2	3			質問	完成届については、行政検査後実施という考えでよろしいでしょうか。	事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第51条及び第52条に記載のとおり、事業者による検査後、完成届を提出していただくこととなります。町は、その後完成検査を行います。 ※JVを組成する場合は、第52条及び第53条に読み替え
25	業務要求水準書	開業準備協議会について	38	13	6	4	(1)				質問	開業準備協議会の開催頻度はどれくらいでしょうか。	開業準備協議会の開催回数は、開業準備に関する提案内容にあわせて設定することを予定していますが、概ね、月に1回程度を想定しております。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
26	業務要求水準書	維持管理業務計画書について	43	18	7	4	(1)	1)		③		要望	業務計画書に記載がない部分は施設所有者である町負担ではないでしょうか。	業務要求水準書P.43「2）要求水準」以降に示す要求水準を達成するよう、建物等保守管理業務を実施してください。前もって計画した業務内容では要求水準を達成することができない場合は、必要に応じて修繕・更新を行ってください。 業務計画書は、あくまでも町が求める要求水準を満たすための具体的な方法や取組を計画するものであって、業務計画書の計画通り実施したとしても、要求水準を達成しない状態が確認されれば、その是正を求めることとなります。
27	業務要求水準書	指定管理者について	51	5	8	3	3	1				質問	新道の駅ではSPCが指定管理者となる前提で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	業務要求水準書	指定管理者について	51	5	8	3	3	1				質問	SPCといながわフレッシュパークの関係をお示しいただけますか。	株式会社いながわフレッシュパークは、現「道の駅いながわ」閉店後、解散する予定であり、PFI事業との関係はありません。
29	業務要求水準書	指定管理者について	51	5	8	3	3	1				質問	いながわフレッシュパークで活躍されている役職員の方の雇用をSPCで継続する場合、雇用形態等の方法論をお教えてください。	町は、現道の駅で従事する者を新たな道の駅の職員等として優先的に雇用することを求めています。具体的な雇用の条件については特に定めておりません。雇用する場合の条件等については、事業者の提案に基づくものとなります。
30	業務要求水準書	指定管理者について	51	5	8	3	3	1				質問	SPCが指定管理者となった場合、各テナント等を決定するプロセスをお示しください。	道の駅の各施設の維持管理・運営は、事業者（SPC）が構成員又は協力企業に業務委託して実施することが基本的な遂行方法となります。ここで、業務委託を受けた構成員又は協力企業から第三者等に業務の一部を再委託させる場合は、事前に町の承諾を得ることが必要となります。 貸付施設（事業者が貸し付ける施設）については、事業者からテナントに施設を転貸することが認められる場合（事前に町の承諾を得た場合）がありますが、それ以外の施設については、事業者から構成員、協力企業及び第三者への貸付はできません。 詳細は、事業契約書(案)（SPCを設立する場合）の第64条、第88条、第89条、別紙10をご参照ください。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
31	基本協定書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	4	29		7	5					要望	違約金の額に上限額を限定して頂きたく、前項削除の検討をお願いします。	違約金は、施設整備費の合計額の10分の1に相当する金額が上限額になります。また、前項は、独禁法違反等、不公正な取引にあたるものを示しております。これらに違反した場合は、町として事業契約の仮契約を締結することはできないため、原案のとおりとします。
32	基本協定書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	4	34	—	7	6					要望	「前項の規定は、第4項による解除により、町に生じた損害」に訂正をお願いします。	仮契約を締結することができなかったことにより生ずる損害額、仮契約を解除することにより生ずる損害額が違約金を超える場合は、その超過分を請求いたします。 なお、本条項については、以下のように変更します。「6 前項の規定は、町に生じた損害額が前項に規定する違約金額を超える場合は、町がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではなく、前項の当該構成員又は協力企業は、連帯して、当該賠償金を町に支払わなければならない。」 基本協定書（案）（JVを組成する場合）の該当箇所も同様に変更します。
33	基本協定書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	9	25	別紙3	5						要望	担保権設定で承諾を頂くものであり、担保権実行に基づくものは承諾除外の訂正をお願いします。	本項は、担保権設定の場合を想定した条文となります。
34	基本協定書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	9	30	別紙3	6						要望	担保権設定で承諾を頂くものであり、担保権実行に基づくものは承諾除外の訂正をお願いします。	担保権の実行にあたり、町の承諾を不要とすることは認められません。従って、原案のとおりとします。
35	基本協定書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	10	2	別紙3	7						要望	事業契約書第81条、83条、84条、87条との関係で訂正をお願いします。	ご質問の内容は、株式会社内部における意思決定の仕組みと理解しますが、町との関係においては、同条項に従って事業者として意思決定をする義務があるものとご理解ください。従って、原案のとおりとします。 入札されるにあたっては、同条項に拘束されることをご理解いただきますようお願いいたします。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
36	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	3	1	2	—	8	2				要望	「合理的な期間内に協議が調わない場合、町が当該事項を合理的な範囲で決定する」に訂正をお願いします。	事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第8条第2項のご指摘箇所については「なお、協議が調わない場合、町が当該事項を合理的に決定するものとする。」として変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に修正します。
37	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	契約の保証	4	22	2	—	13	3	(2)			要望	維持管理・運営期間中の契約保証額が未払いの納付金及び賃料の10%とありますが、契約保証額が高額となり、資金調達コストや履行保証保険の高騰につながりますので、年間の納付金及び賃料の10%としていただけませんか。	契約保証の金額の算定の考え方については、原案のとおりとしますが、No.38の回答に示す保証金の返還と整合を図り、事業契約書(案)(SPCを設立する場合)の表現を変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。
38	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	維持管理・運営期間中の契約保証金	4	22	2	—	13	3	(2)			質問	契約保証金を現金納付する場合、保証金は納付金、賃料の支払いに応じて都度返金されるのでしょうか。	納付金及び賃料の支払い状況に応じ、保証金は返還するものとし、事業契約書(案)(SPCを設立する場合)の記載内容について変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。
39	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	契約の保証	5	8	2	—	15	1				要望	財務書類の提出は、株主総会での承認後が望ましいと考えますので、各年度最終日より3か月以内とさせていただきますでしょうか。	計算書類の提出は、各年度最終日より3か月以内とし、事業契約書(案)、業務要求水準書及び業績監視と改善要求措置の該当箇所を変更します。
40	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	6	26	2	—	19	3				要望	「町は事業の継続についての対応を合理的な範囲で定め、」に訂正をお願いします。	事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第19条第3項の該当箇所について、「同項の通知の日から14日を経過しても協議が調わないときは、町は事業の継続についての対応を合理的に定め、事業者に通知する。」と変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i			
41	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	7	2	2	—	19	5			要望	「合理的な期間協議しても調わない場合には、町が合理的な範囲で定め、」に訂正をお願いします。 事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第19条第5項の該当箇所について、「(合理的な期間協議しても調わない場合には、町が合理的な範囲で定め、事業者はこれに従う。)」と変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。	
42	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	7	32	2	—	20	3			要望	「協議が合理的な期間内に調わない場合は、町が「不可抗力」に対する合理的な範囲での」に訂正をお願いします。 事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第20条第3項の該当箇所について、「前項の協議を必要と認められる合理的な期間行ってもなお「本事業」の継続の可否、追加費用の負担及び「引渡日」の変更についての協議が調わない場合は、町が「不可抗力」に対する対応方法を合理的に決定して事業者へ通知し、事業者はこれに従い「本事業」を継続する。」と変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。	
43	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	12	19	3	1	31	5			要望	「町と事業者の協議が合理的な期間内に調わないときは、」に訂正をお願いします。 事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第31条第5項の該当箇所について、「第3項及び前項に基づく町と事業者間の協議が合理的な期間協議しても調わないときは、町は、当該瑕疵により事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害を負担する。」と変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。	
44	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	15	20	3	3	39	2			要望	ゼネコンの商事留置権に影響が生じるもので、入札そのものが困難になる恐れがある為、以下の理由により削除の検討をお願いします。 ・事業者はゼネコンの100%出資ではありません。 ・引渡し後ではなく、建設中の条文であること。 本条項は多くのPFI事業で同様の定めがなされているPFI特有の規定であり、PFIでSPCを設立する事業の場合、建設企業（ゼネコン）はSPCの建設リスクを全て負担する立場にあり（パススルー）、請負契約において、商事留置権の主張が禁止されるのが通例です。従いまして、原案のとおりとします。	
45	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	17	8	3	3	42				要望	「町と事業者で合理的な期間内に協議が調わない場合には」に訂正をお願いします。 事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第42条の該当箇所について、「ただし、町と事業者間の協議が合理的な期間協議しても調わない場合には、町が合理的な延長期間を定め、事業者はこれに従うものとする。」として変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。	

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
46	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	町の解除権	30	31	7	1	75	2	(2)			要望	維持管理・運営期間中に本契約が解除された場合の違約金が未払の納付金及び賃料の10%とありますが、資金調達にあたり金融機関より違約金相当額のリザーブを求められる可能性があり、当該リザーブの為の資金調達コストの高騰につながりますので、年間の納付金及び賃料の10%としていただけないでしょうか。	違約金の考え方については、原案のとおりとします。
47	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	事業期間終了前の検査	32	6	7	1	77	2				要望	不可抗力による場合は事業者負担ではなく、別紙6の割合に準ずる形に修正していただきたい。	第77条第2項のただし書きに「不可抗力」による場合、当該費用の負担は別紙6「不可抗力」による追加費用及び損害の負担割合」に記載する負担割合によるものとする。」としております。
48	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	「引渡日」までの間における事業者の帰責事由による契約解除の効力	33	29	7	2	81	1	(1)			質問	引渡日前に契約解除となった場合に、協議により貴町よりお支払いいただける出来形部分には、設計費やその他初期投資費等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	出来形には、調査や設計の成果を含めるものとします。
49	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の内容確認	34	15	7	2	81	2				質問	そもそも契約上の地位や株式の譲渡の必要性があるのでしょうか。	PFI事業の安定的な継続の観点から、事業者の債務不履行が発生しても、事業契約等の終了事由とせず、本契約上の地位及び株式を第三者に譲渡することで事業の継続を図る必要があります。
50	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	34	15	7	2	81	2				要望	株式の譲渡時は事業者の最高意思決定機関である株主総会が時価を決定します。その趣旨に沿った条文へ訂正をお願いします。	No. 35の回答をご参照ください。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
51	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正	36	12	7	2	83	4				要望	株式の譲渡時は事業者の最高意思決定機関である株主総会が時価を決定します。その趣旨に沿った条文へ訂正をお願いします。	No. 35の回答をご参照ください。
52	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	「引渡日」までの契約解除の効力	36	19	7	2	83	4				要望	「無償」は削除していただきたい。	ご意見を踏まえ、事業契約書（案）（SPCを設立する場合）の第83条第4項を一部修正します。また、同様の趣旨で、第81条第2項、第84条第3項、第87条第5項を修正します。
53	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	「引渡日」以降における事業者の帰責事由による契約解除の効力	37	3	7	3	84	1				要望	引渡日以降に契約解除となった場合、貴町からの施設費及び支払金利と、貴町へ未払の納付金及び賃料を相殺すると思いますが、PFIにおいて金融機関から施設整備費に係る資金調達を行う場合、SPCが発注者へ有する割賦債権が金融機関への融資の返済原資となるため、相殺により当該割賦債権が棄損する可能性がある場合、金融機関からの資金調達が非常に難しくなります。 本件において、供用開始直後に契約解除となった場合、未払いの納付金及び賃料は約11億円となり、当該金額分の融資を金融機関から調達することが難しくなります。	相殺の対象となる納付金・賃料は、契約解除時点で未払いとなっている納付金・賃料であり、将来発生する納付金・賃料は対象となりません。
54	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	「引渡日」後の契約解除の効力	37	13	7	3	84	3				意見	株式の所有権が事業者のような表現はおかしいのではないかと。	当該箇所の表現におきましては、「事業者の株主をして、事業者の全株式を、当該時点において町が承諾する第三者（事業者の融資団が選定し、町が承諾した第三者を含む。）へ譲渡させるものとし、事業者は自ら又はその株主をして、当該譲渡に合理的な範囲で協力しなければならない。」としており、事業者が株式を所有しているような表現とはなっていないものと認識しております。 なお、株主については別途、基本協定書第6条第3項第5号において直接、譲渡義務を定めておりますので、ご参照ください。
55	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正依頼	37	13	7	3	84	3				要望	株式の譲渡時は事業者の最高意思決定機関である株主総会が時価を決定します。その趣旨に沿った条文へ訂正をお願いします。	No. 35の回答をご参照ください。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i			
56	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正依頼	37	31	7	3	84	5			要望	違約金の額に損害賠償額を制約することを希望します。条文を訂正の検討をお願いします。	違約金額を超過する損害がある場合には、損害賠償請求するものとしております。従って、原案のとおりとします。
57	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正依頼	39	32	7	3	87	5			要望	株式の譲渡時は事業者の最高意思決定機関である株主総会が時価を決定します。その趣旨に沿った条文へ訂正をお願いします。	No.35の回答をご参照ください。
58	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文の訂正依頼	41	9	9	—	90	1			要望	「災害対策を優先して施設を運営するよう合理的な範囲で指示する」に訂正をお願いします。	事業契約書(案)(SPCを設立する場合)第90条第1項のご指摘の箇所については「町は事業者に対して、一般利用者の利用を制限し、災害対策を優先して施設を運営するよう合理的な指示を行うことができ、」と変更します。 事業契約書(案)(JVを組成する場合)の該当箇所も同様に変更します。
59	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文への質問	57	5	別紙6	3	1				質問	「上記以外の損害又は追加費用」とは具体的に何かお教えください。	例えば、合理的と判断されない損害又は追加費用が想定されます。
60	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文への質問	73	9	別紙13	2	1				質問	「上乗せするスプレッド」の意味をお教えください。	上乗せするスプレッドは、基準金利に加えるスプレッドを意味します。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
61	事業契約書(案) (SPCを設立する場合)	条文への質問	75	1	別紙14	5	2					要望	「本件事業契約第55条に基づく事業者の債務」に訂正をお願いします。	事業契約書(案)(SPCを設立する場合)別紙14内の第4条及び第5条第2項の該当箇所については、以下のように変更します。 「第4条 保証人は、本件事業契約第55条に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、町及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。」 「第5条第2項 本保証は、本件事業契約第55条に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合において、終了するものとする。」
62	PFI事業費等の算定及び支払方法	PFI事業費の内訳の算定	3	6	1	2						質問	PFI事業費の内訳を算定し、本施設の引渡日の30日前に確定するとありますが、サービス対価の支払額は変更されないという理解でよろしいでしょうか。	施設整備に係るサービス対価のうち、サービス対価の割賦手数料を除く金額は、変更しません。
63	PFI事業費等の算定及び支払方法	サービス対価A	5	7	3	1	(1)					質問	サービス対価Aの額は8億円とするとありますが、消費税相当額を含めた貴町からの支払総額が8億円という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Aとして町が支払う金額は消費税相当額を含めて8億円となります。
64	PFI事業費等の算定及び支払方法	サービス対価B	5	21	3	1	(2)					質問	元利均等による割賦金の計算にあたり、平準化により端数が生じる場合は、最終回の支払額にて調整すればよろしいでしょうか。	端数の調整方法については、事業者の提案によるものとします。
65	PFI事業費等の算定及び支払方法	サービス対価B	5	27	3	1	(2)					質問	初回支払及び最終支払時の割賦手数料は、割賦原価の残高に対して日割り計算により支払額を定める場合も、各回の支払額は全41回均等という理解でよろしいでしょうか。	町は、41回の元利均等払いとして計算して求められる割賦原価の支払額を確定した上で、日割り計算による割賦手数料を加えた金額を初回及び最終回の支払い額として想定しております。 ただし、41回すべて均等の支払額としていただいても差し支えありません。

猪名川町道の駅整備事業 第二次（提案書）審査に関する質問に対する回答

（令和3年5月14日公表）

番号	書類名	質問概要	該当項目								質問意見等	質問	回答	
			頁	行数	章	1	(1)	1)	①	i				
66	PFI事業費等の算定及び支払方法	サービス対価Aの支払方法	7	11	4	1	(1)					要望	貴町からの部分払いの有無により、資金調達計画の内容も変わり、また、資金調達が必要な場合は資金調達コストも必要になるため、入札前に部分払いの有無を明示いただけますでしょうか。	部分払いについては、交付金の交付内容の影響を受けることから、現段階では確定した条件を提示することができません。
67	PFI事業費等の算定及び支払方法	納付金及び賃料の支払い方法	12	2	6	2						質問	納付金及び賃料の総額を240箇月で割った際に端数が生じる場合は、最終回の納付・支払時に調整すればよろしいでしょうか。	端数の調整方法については、事業者の提案によるものとします。
68	様式集(様式4-1-8)	様式作成にあたっての注意事項										質問	劣後ローンによる調達を行う場合のDSCRの算定について、当該劣後ローン借入は資本金と同等と見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない（元金は優先ローン借入のみとして算定）場合、本様式のDSCR計算についても、元金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	ご質問の状況においては、ご提示いただいた計算方法を採用していただいて問題ありません。
69	様式集(様式4-1-8)	事業収支計画										質問	IRR算定の「事業期間」とはPIRRと配当IRRとで「事業期間」が異なるという理解でよろしいでしょうか。	事業期間については、同期間とすることを想定しております。ただし、支払時期により異なる事業期間で計算することが適切である場合はそのように算定してください。
70	様式集(様式4-1-8)	事業収支計画										質問	LLCRは20年通期の指標と理解しています。「事業期間における借入金等償還額及び支払金利控除前の純資金増加額の現在価値合計額」ということでよろしいでしょうか。	LLCRの各年度の欄に記載する値については、ご指摘いただいた内容で問題ありません。
71	様式集(様式4-1-9)	他帳票の割賦手数料との整合性										質問	他の帳票では様式4-1-11を除き、1年帳票となっています。1年賦と半年賦とでは計算結果に少し差が生じますが、それぞれの帳票で計算された数値で提案しても構わないのでしょうか。	それぞれの様式ごとに個別に計算していただいても構いませんが、様式に関わらず、同一項目は同じ値になるように計算してください。例えば、割賦手数料については、PFI事業費の算定及び支払方法に定められた計算方法（半年賦）により様式4-1-9で算定される毎年度の支払額を各様式にも反映していただくこととなります。
72	様式集											質問	各セルとも四捨五入して入力するというご主旨でしょうか。または合計欄のみ四捨五入して入力のご主旨でしょうか。	各セルともに、千円未満を四捨五入した金額で表示してください。